

公職の選挙における開票の結果に関する選挙人等の請求に基づく得票数の調査に係る制度の整備に関する法律案要綱

一 政府は、公職の選挙における開票の結果に関し、選挙人等の請求に基づき公職の候補者、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の正確な得票数の調査が行われるようにするための制度の整備について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(本則関係)

二 この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)